

外国の運転免許証を日本の運転免許証に切り替えたい方

申請できる人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語を理解できること。 ○ 現在および免許取得時において旭川方面管内に居住している人 ○ 外国の免許取得後、当該外国又は地域に通算して3か月以上滞在していた事実がある人 ○ 免許証の取得年月日が明らかな人（補足証明書による場合を含む） ○ 免許取得まで試験場に複数回来場が可能な人
受付場所	<p>旭川運転免許試験場（警察署では受け付けていません。） （0166）51-2489</p>
受付手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必ず事前予約が必要です。 電話予約 月曜日～金曜日の平日（8時45分～16時30分）のみ （年末年始（12月29日～1月3日）を除く） ※外国語での対応はしていません。通訳人を同行してください。 ○ 二種免許への切替えは行っていません。 ○ 免許証の交付まで、免除国で最低2回、非免除国で最低3回の来場が必要（審査・試験の結果で回数は変わります。）
審査・試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国の免許、その他の書類についての審査を行います。 ○ 審査後、運転についての必要な知識の確認を行います。 ○ 知識の確認に合格後、運転に関する技能の確認を行います。 （免除国は除く。） ○ 合格後に審査を行い、免許の作成後に交付となります。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民基本台帳法の適用を受ける外国人 在留期間等を記載した住民票 ○ 住民基本台帳法の適用を受けない外国人（外交官等） 外務省等発行身分証明書類 公的機関等発行住所確認書類 ＋ パスポートの提示 ○ 申請用写真（縦3.0cm×横2.4cm） 1枚 申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景、上三分身で正面向きのもの ※ 試験場では、写真コーナー（有料、4枚800円）を利用できます。 ○ 有効な外国の免許 ○ 訳文 （JAF、ジップラス株式会社（一部の国、地域のみ）又は大使館等公的機関作成のもの） ○ パスポート（3か月以上の発給国での滞在を確認します。） （出入国スタンプがない場合は出入国記録が必要になります。） ※ 発給国によって必要なものが異なりますので、上記以外について、事前に試験場まで問い合わせをしてください。

その他	<p>事前連絡なしで来場した場合には対応できません。</p> <p>外国免許からの切り替え希望者が多く、審査・試験は予約制で順番に指定しており、期間を要することを御理解お願いいたします。</p>
-----	---